

【補助金】建築物省エネ改修等推進事業

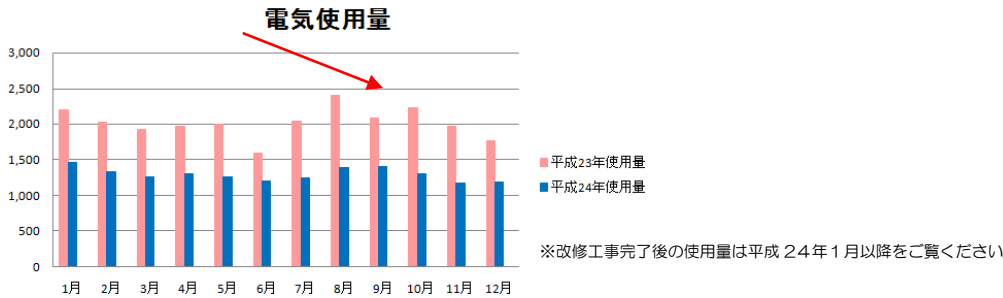
■窓の断熱化による空調電力の削減効果と投資効果

【ケース1】 四ツ橋M銀行ビル 省エネ改修工事

【工事内容】 窓改修、空調機・LED入替

【改修後の効果】 改修後の省エネ率は23%

電気料金の減額年間約850万円



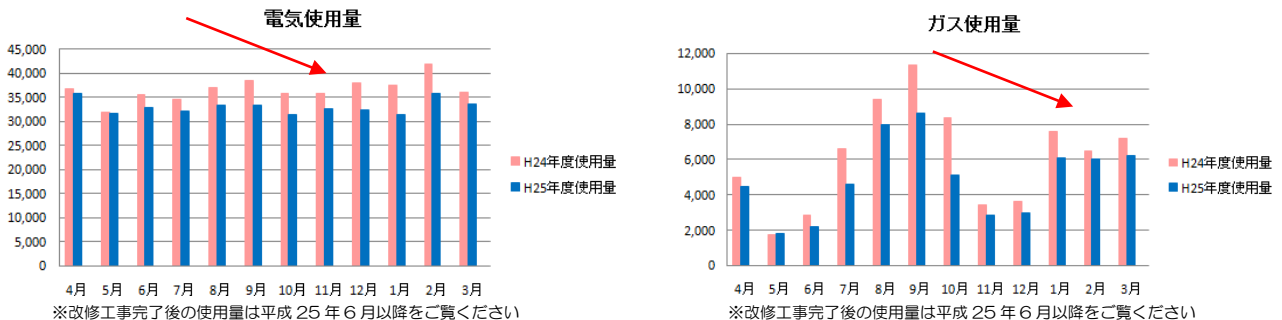
■窓の断熱化による空調電力の削減効果と投資効果

【ケース2】 梅田日生ビル 省エネ改修工事

【工事内容】 窓改修、空調機・LED入替

【改修後の効果】 改修後の省エネ率は17%

電気料金の減額年間約350万円



【ケース1】【ケース2】共に空調機器・LED更新と窓の断熱改修で下記補助金の採択を受けました。

	【ケース1】四ツ橋M銀行ビル	【ケース2】梅田日生ビル
所管	国土交通省	
期間	平成26年2月～3月	平成25年2月～3月
対象物件	省エネ改修を行う既築の非居住物件	
要件	①建物の躯体（外皮部分）の省エネ改修を行うもの ②建物全体の省エネ率が概ね15%以上である事 ③【ケース1】平成26年度中に着手する事 / 【ケース2】平成25年度中に着手する事 ④エネルギー使用量の計測及び報告を2年間行うこと	
補助率	省エネ改修工事費用の1/3以内 上限：1事業あたり5,000万円（設備費用は2,500万円）	
対象工事	外皮部分：窓ガラスの交換、外壁の外断熱工事など 設備部分：省エネ空調機、換気設備、給湯設備、昇降機、照明など エネルギー計測装置（BEMS）の設置	
対象外設備	壁掛けエアコン、太陽光発電装置、遮熱塗料、IHクッキングヒーターなど	

